

議案第45号

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき大口町子育て支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めることに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。



## 大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき大口町子育て支援センター（以下「支援センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 子育て家庭等に対する情報提供及び相談指導並びに子育てサークル等の育成支援を実施するとともに、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、支援センターを設置する。

### (名称及び位置)

第3条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大口町子育て支援センター	大口町大字小口字金三西20番地

### (事業)

第4条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭等の交流の促進に関すること。
- (2) 子育て相談に関すること。
- (3) 子育てサークル等の育成及び支援に関すること。
- (4) 地域の子育て情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業に関すること。

### (職員)

第5条 支援センターに、所長その他必要な職員を置く。

### (開館時間)

第6条 支援センターの開館時間は、午前10時から午後3時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 支援センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用者の範囲)

第8条 支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 妊娠している者又は子育て家庭の保護者及び乳幼児
- (2) 町内で活動する子育てサークル、子育てボランティアその他子育てを目的とした団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

(利用の制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援センターの利用を認めないものとする。

- (1) 子育て支援業務に支障を来すおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その他支援センターの管理上支障を来すおそれがあるとき。

(損害賠償)

第10条 支援センターを利用する者が故意又は過失によって、支援センター又は附属設備を毀損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。